

# 高知大学教育学部附属幼稚園預かり保育実施要項

令和2年12月9日 附属幼稚園長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、高知大学教育学部附属幼稚園規則第11条の2第2項の規定に基づき、高知大学教育学部附属幼稚園（以下「本園」という。）における預かり保育（教育課程に係る教育時間の終了後等に附属幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う保育をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 預かり保育は、次の各号に掲げることを目的として実施する。

- (1) 預かり保育の実施で期待できる園児数の増加により、本園の保育に関する研究及び教育実習の質の向上を図ること。
- (2) 教育時間以外の時間についてふさわしい過ごし方を提供することにより、幼児の健やかな心身の発達や社会性の伸長を促すこと。
- (3) 地域の実態や保護者の要請に応じて預かり保育を実施することにより、園児の保護者の子育てを支援すること。

(対象園児)

第3条 本園に在籍し、家庭の事情等により預かり保育を必要とする園児を対象とする。

(実施場所)

第4条 実施場所は、本園の遊戯室及び年少前庭とする。ただし、園児の状況により、保育室及び運動場を使用することができる。

(実施日及び実施時間)

第5条 実施日は、園長が指定した日を除いた、本園の開園日及び長期休業期間（高知大学教育学部附属幼稚園規則第5条に規定する夏季休業、冬季休業及び学年末休業の休業日のうち次項の表の中欄に規定する期間をいい、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。以下同じ。）とする。

2 実施時間は、原則として次の表のとおりとする。

	日 時	備 考
開園日	入園式・始業式～憲法記念日の前日 ・午前8時から午前9時まで ・降園後から午後3時まで	新しい環境に慣れるまで幼児が疲れやすいため、短時間保育とする。
	こどもの日の翌日～卒園式・修了式 ・午前8時から午前9時まで ・降園後から午後4時30分まで	
長期休業期間	夏季休業 7月21日～8月末 冬季休業 12月21日～12月27日 学年末休業 3月21日～3月27日 ・午前8時から午後4時30分まで	期間中の一斉休業日を除く。 開園日に合わせた時間とする。

(利用形態)

第6条 預かり保育の利用形態は次の各号に掲げるとおりとし、家庭の事情等により選択できるものとする。

- (1) 定期利用保育 年間又は1月単位で利用する場合
- (2) 一時利用保育 1日単位、時間単位又は分単位で利用する場合

(定員)

第7条 預かり保育利用時の定員は、定期利用保育及び一時利用保育を合わせて50人を上限とする。

(利用申込み及び許可)

第8条 預かり保育を利用しようとする園児の保護者は、指定する日までに別に定める附属幼稚園預かり保育利用登録申請書(様式1)(以下「申請書」という。)を園長に提出しなければならない。

2 預かり保育の登録期間は、4月から翌年3月末までの1年間とする。

3 第1項の申請書の提出を受けた園長は、その内容を審査し、預かり保育利用登録の諾否を決定し、別に定める預かり保育利用決定通知書(様式2)(一時利用保育を申請した者に対しては預かり保育登録決定通知書(様式3))により保護者に通知するものとする。

4 一時利用保育の利用について登録を許可された園児の保護者は、原則として、利用希望日の1週間前までに別に定める預かり保育利用予約申請書(様式4)を園長に提出しなければならない。

5 前項の申請を受けた園長は、その内容を審査し、申請日に係る一時利用保育の利用の可否を決定し、別に定める預かり保育決定通知書により保護者に通知するものとする。

(利用料金)

第9条 預かり保育の利用料金の金額及び徴収方法等は、国立大学法人高知大学における授業料等費用に関する規則によるものとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、預かり保育の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

(様式1)

## 預かり保育利用登録申請書

令和 年 月 日

高知大学教育学部附属幼稚園長 様

クラス \_\_\_\_\_ 組 (令和 年度)

園児氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

■ 利用の種類 (希望する利用形態に○をつける)

定期利用保育 ( )

一時利用保育 ( )



利用希望月 (○で囲む)	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※定期利用保育を希望する場合は、利用したい月に○で囲む。

(様式2)

## 預かり保育利用決定通知書

令和 年 月 日

クラス \_\_\_\_\_ 組 (令和 \_\_\_\_\_ 年度)

園児氏名 \_\_\_\_\_ 様

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 様

高知大学教育学部附属幼稚園長

令和 年 月 日 付けで申請のありました預かり保育につきまして

下記のとおり『定期利用保育』の登録が決定しましたので通知します。

■ 定期利用保育の利用決定月 (○で囲まれた月)

4月 5月 6月 7月 8月 9月

10月 11月 12月 1月 2月 3月

※ 預かり保育に係る利用料は、利用月の翌月に請求書をお渡ししますので、指定された期限までに納入してください。

(様式3)

## 預かり保育登録決定通知書（一時利用保育）

令和 年 月 日

クラス \_\_\_\_\_ 組（令和 年度）

園児氏名 \_\_\_\_\_ 様

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 様

高知大学教育学部附属幼稚園長

令和 年 月 日 付けで登録申請のありました預かり保育について

『一時利用保育』の登録が決定しましたので通知します。

なお、預かり保育に係る利用料は、利用月の翌月に請求書をお渡ししますので、  
指定された期日までに納入してください。

(様式4)

高知大学教育学部附属幼稚園

預かり保育利用予約申請書 (一時利用保育)

申請日：令和 年 月 日

クラス： 組

提出締切：利用希望日の一週間前 (厳守)

園児氏名：

月		希望日に○印	お迎えの時間	申請理由	利用許可
日	曜日				
1			:		
2			:		
3			:		
4			:		
5			:		
6			:		
7			:		
8			:		
9			:		
10			:		
～	～	～	～	～	～
20			:		
21			:		
22			:		
23			:		
24			:		
25			:		
26			:		
27			:		
28			:		
29			:		
30			:		
31			:		

(注意) 上記の記載内容に変更がある場合は、迅速にご連絡ください。